

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（案）に関する意見公募手続の結果について

令和5年11月16日  
経済産業省  
大臣官房  
経済安全保障室

「経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令」について、令和5年9月15日から同年10月14日まで意見公募手続を実施いたしました。

今般、お寄せいただいた御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 意見公募手続の実施方法

- (1) 募集期間：令和5年9月15日（金）～令和5年10月14日（土）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、郵送及び電子メール

2. 意見公募の対象

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令案

3. 提出意見数

48件

4. 提出された御意見及びそれに対する考え方

提出された御意見及びそれに対する考え方は別紙のとおりです。

なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出された御意見は整理又は要約しております。また御回答をお示ししていないものについても、御意見として承っております。

5. お問い合わせ先

経済産業省大臣官房経済安全保障室

電話番号：03-3501-2863